

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和8年6月19日（金）

2 確認箇所

- ・ Eタンクエリア（図1）
- ・ 第二土捨て場使用禁止車両保管場所（図1）
- ・ モニタリングポストNo. 3（MP-3）（図1）

3 確認項目

- （1） D1タンクの解体状況
- （2） 使用禁止車両の保管状況
- （3） 高警報発生事象を踏まえたモニタリングポストNo. 3の状況

4 確認結果の概要

（1） D1タンクの解体状況

東京電力は、フランジ型タンクの解体作業を進めており、Eタンクエリアでは、事故後に汚染水を貯蔵していたフランジ型タンク全49基中48基の解体が完了している。残る1基のD1タンクについても、タンク内のスラッジ等の回収及びタンク内壁の除染完了後、解体作業が進められ、6月15日に作業が完了したことから、その後の状況を確認した。（前回確認日：令和8年5月28日）

- ・ D1タンクは解体されており、タンクの解体片の一部がエリア内に仮置きされていた。（写真1）
- ・ 現場では、D1タンクが設置されていたエリア及びその周辺で基礎コンクリートの除染が進められていた。（写真2）
- ・ 東京電力では、当該エリアにおいて2号機の燃料デブリ取り出し関連施設の建設を計画している。

（2） 使用禁止車両の保管状況

東京電力は、スクリーニングの結果、構外への持ち出し基準を超過した車両（構内専用車両）について段階的に使用を禁止し、令和2年11月以降、全ての構内専用車両を原則使用禁止としている。今回は、第二土捨て場使用禁止車両保管場所における車両保管の状況及び周辺の状況を確認した。（前回確認：令和8年2月5日）

- ・ 使用禁止車両が車種の種別ごとに整然と並べられ、保管されている使用禁止車両には、使用禁止を示す標示や燃料等の回収状況を示す掲示がされていた。（写真3）

- ・一部の車両の下部には油が漏えいした際に受ける受けパンが設置されていた。確認した範囲では、燃料油等の滴下は確認されなかった。(写真4)
- ・エリア内には複数の消火器が設置されており、確認した範囲で設計標準使用期限を超過している消火器は見られなかった。(写真5)
- ・エリア内に給水車が整備されており、熱中症対策が講じられていた。(写真6)

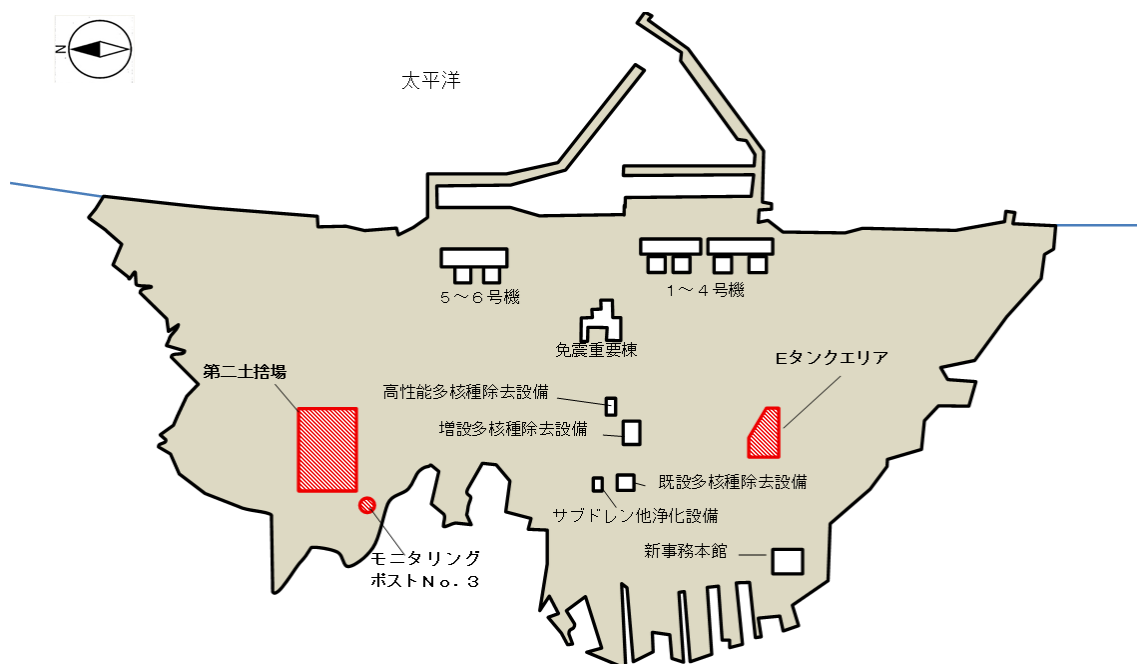
(3) 高警報発生事象を踏まえたモニタリングポストNo. 3の状況

令和8年6月18日18時49分、モニタリングポストNo. 3(以下「MP-3」という。)において、線量指示値がバックグラウンドの値から $1\mu\text{Sv/h}$ 以上上昇したことから、高警報が発報し、東京電力から県に通報があった。

なお、東京電力が確認した結果、指示値の上昇は一時的なものであり、事象発生時近傍で影響を与える作業等はなく、周囲のMPや線量表示器に有意な変動が無かったことから、電氣的なノイズによる変動が原因と推定される。

今回、当該事象に係る現場及び周辺の状況を確認した。(前回確認：[令和8年5月28日](#)(MPの高警報発報))

- ・現場では、東京電力による高警報発生事象の調査が実施されていた。東京電力によれば、機器の確認試験を実施したが異常は確認されず、現時点では原因の特定には至っていないとのことであった。(写真7)
- ・県の測定器で検出器の周囲やMP-3周辺の空間線量を確認したが、指示値に影響を与えるような高線量の箇所は確認されなかった。(写真8)



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



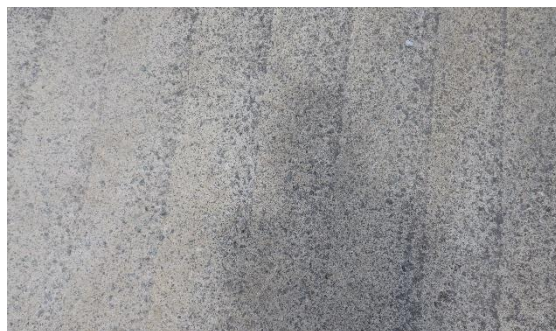
(写真 1 - 1)
Eタンクエリアの状況



(写真 1 - 2)
タンク解体片の仮置き状況



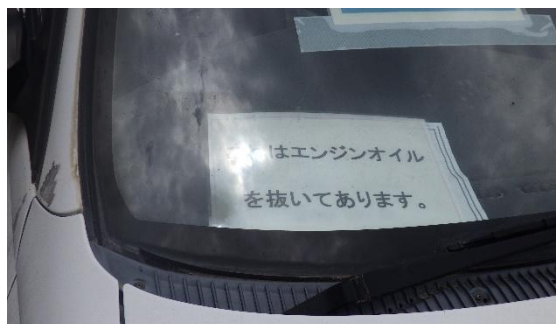
(写真 2 - 1)
未除染の箇所の状況
青色の印を付けている。



(写真 2 - 2)
除染済の箇所の状況
縦に削った跡が確認できる。



(写真 3 - 1) 車両の保管状況



(写真 3 - 2) 油除去済の掲示



(写真 4)
油漏えい防止措置の状況



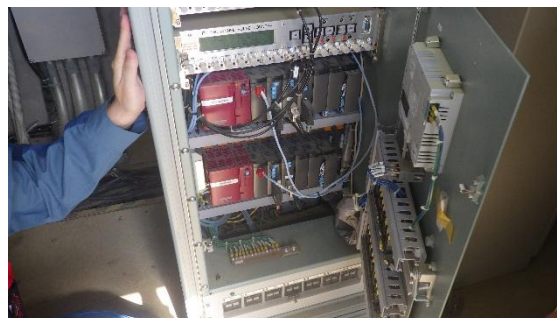
(写真 5)
消火器の設置状況



(写真 6)
給水車の整備状況



(写真 7 - 1)
検出器の状況



(写真 7 - 2)
検出器の測定データの伝送装置の
状況



(写真 8)
線量測定状況

- 5 プラント関連パラメータ等確認
確認したデータについて、異常値は確認されなかった。